

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

告示	
○災害救助法による救助を実施する件	二六二
○産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件	二六二
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	二六二
○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	二六三
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	二六三
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	二六三
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	二六三
○生活保護法による指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件	二六四
○生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件	二六四
公告	
○採石業務管理者試験を実施する件	二六四
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二六四

## 告 示

### 福島県告示第三百七十九号

平成二十三年七月二十八日から同月二十九日までの大雨により災害が発生した喜多方市、檜枝岐村、只見町、南会津町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町及び金山町の区域について、同日から災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助を実施する。

平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

(災害対策課)

### 福島県告示第三百八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」と

いう。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十三年八月九日から一月間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

有限会社福島農林 代表取締役 清本 龍司

福島県郡山市島一丁目一番十三号

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県相馬郡飯館村小宮字沼平五百十五番三ほか二十一筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号ロに規定する安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

1 廃プラスチック類

2 ゴムくず

3 金属くず

4 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

5 がれき類

五 申請年月日

平成二十三年六月八日

六 縦覧場所

1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

2 飯館村住民課

福島県福島市飯野町字後川十番地の二(飯館村役場飯野出張所)

(産業廃棄物課)

### 福島県告示第三百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称

所 在 地

指定年月日

荒井歯科クリニック

本宮市荒井字久保田九二一一

平成二十二年一

エール薬局 喜多方店 喜多方市字六枚長四二二一七 一月一日  
 平成二十三年七月一日  
 桜井薬局 相馬市中村二一六一六 同 年五月一日  
 同 年五月二日  
 (社会福祉課)

福島県告示第三百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。  
 平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名	変 更 前	変 更 後	所 在 地
医療法人秀公会あづま脳神経外科病院	あづま脳神経外科病院	福島市大森字柳下一六一	
医療法人秀公会あづま脳神経外科病院附属ほばらクリニック	あづま脳神経外科病院附属ほばらクリニック	伊達市保原町大泉字小作逢一五一	

(社会福祉課)

福島県告示第三百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地  
 金沢医院 須賀川市中町一七―七 平成二十三年五月三十一日  
 勝田医院 東白川郡棚倉町大字棚倉字北町七九 同 年六月

荒井歯科クリニック 本宮市荒井字上曲田一七一―二 三〇日  
 平成二十二年一月三十一日  
 桜井薬局 相馬市中村二一六一六 平成二十三年五月一日  
 オノヤ薬局 田村郡小野町大字谷津作字平館四三―三 同 年六月二三日  
 (社会福祉課)

福島県告示第三百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
 平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地  
 吉田歯科医院 南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内六一 休止年月日  
 平成二十三年三月二日  
 コスモ調剤薬局北町店 南相馬市原町区北町二七四―一 同 年五月三十一日  
 コスモ調剤薬局上町店 南相馬市原町区上町三一―二 同 年五月二三日  
 (社会福祉課)

福島県告示第三百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
 平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

氏 名 住 所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日  
 大坂龍一郎 郡山市安積町笹川 りゅう整骨院 須賀川市仲の町五六 平成二十三年四月一日  
 字吉田三四―三三 〇ーシェル仲の町一〇六  
 吉成友輔 喜多方市塩川町字 しおかわ整骨 喜多方市塩川町館ノ内九五―一 同 年六月二日  
 反町九二―一 院

福島県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があつた。

平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

（社会福祉課）

氏名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
遠藤正彦	本宮市本宮字万世二一六	二本松市正法寺町二七八一

（社会福祉課）

福島県告示第三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名	住 所	名 称	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
遠藤正彦	二本松市正法寺町二七八一	遠藤接骨院	二本松市本町二一三八	二本松市正法寺町二七八一

（社会福祉課）

公 告

公告第四百十一号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。  
平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験日時  
平成二十三年十月十四日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
南東北総合卸センター組合会館中会議室（郡山市喜久田町卸一丁目一番一号）
- 三 受験願書の提出期間  
平成二十三年八月十六日（火）から同年九月九日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。
- 四 受験願書の提出先  
最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。
- 五 受験手数料  
八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。
- 六 その他  
試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

（企業立地課）

公告第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十三年八月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）